

長泉ブランド認定要綱

(目的)

第1 この要綱は、「長泉らしさ」を有する地域資源を活用した魅力ある産品、商品、食品等（以下「商品等」という。）を、長泉ブランドとして認定することに関し必要な事項を定め、もって町内外に広く情報発信することにより、長泉町の知名度の向上を図るとともに、産業振興及び地域の活性化に資することを目的とする。

(認定定義)

第2 次に掲げるものを長泉ブランドに認定する。

- (1) 製品(工業製品の部品は除く)・産品
- (2) 農畜産物

2 長泉町商工会長は、「長泉らしさ」を有した商品等を長泉ブランドとして認定するための基準を別に定める。

(申請資格)

第3 認定の申請を行うことができる資格のあるもの（以下申請者という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長泉町商工会員事業所及び長泉町内事業所
- (2) 長泉町商工会長が認めた団体(組合、NPO法人等)

(認定審査委員会)

第4 長泉町商工会長は、長泉ブランドの認定審査に関することを行うため「長泉ブランド認定審査委員会」（以下「認定審査委員会」という。）を設置する。

2 認定審査委員会の組織その他必要な事項は、長泉町商工会長が別に定める。

(認定の申請)

第5 申請者は認定を受けるにあたり、長泉ブランド認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）を認定委員会に申請するものとする。

2 認定申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 関係事業者の存在、事業運営を明らかにする書類（法人の場合 全部証明書・個人の場合 確定申告書別表1税務署押印があるもの それぞれコピーを1部提出）
- (2) 申請する商品等

(認定審査及び決定)

- 第6 認定審査委員会は、受理した申請を、認定基準に基づき審査するものとする。
- 2 前項の審査にあたり必要がある場合は、関係機関等と協議を行うものとする。
 - 3 長泉町商工会長は、商品等が認定基準に適合すると認めるときは、長泉ブランドとして認定を受けた商品等（以下認定品という。）を決定する。
 - 4 長泉町商工会長は、必要があると認めるときは、前項の規定による長泉ブランドの認定に意見を付けることができる。

(認定の有効期間及び更新)

- 第7 長泉ブランドの認定有効期間は、認定書交付日から起算して、2年を経過した日までとする。
- 2 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定品の認定の更新を受けようとするときは、認定有効期間の終了する日の1月前までに、長泉ブランド認定更新申請書（第2号様式）を認定委員会に提出しなければならない。
 - 3 前項の認定更新申請書が提出されたときは、認定委員会の意見を聴き、認定の更新の可否を決定する。
 - 4 前項の規定により認定の更新を受けた長泉ブランドの認定有効期間は、2年とする。

(ロゴマークの制定)

- 第8 「長泉ブランド」のロゴマークを制定し、長泉ブランドとして認定を受けた商品等に対し、ロゴマークの使用を認めるものとする。

(費用)

- 第9 長泉ブランド事業を運営する経費として費用を徴収する。
(長泉町商工会員事業所及び長泉町商工会長が認める補助団体)

申請時	認定申請料	無料
認定後	認定登録料	1万円
更新時	認定更新料	1万円

(上記以外事業所等)

申請時	認定申請料	2万円
認定後	認定登録料	3万円
更新時	認定更新料	3万円

すべて1品目あたりの金額とする
認定登録料・認定更新料共に2年間有効とする

(変更の届出)

第10 認定事業者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、長泉ブランド認定申請書変更届（第3号様式）により、直ちに変更内容等を長泉町商工会長に届け出るものとする。

- (1) 認定品の名称等を変更したとき。
- (2) 認定品の販売元の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき。
- (3) 認定品の規格、形状等を著しく変更したとき。
- (4) その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認定の取消)

第11 長泉町商工会長は、認定事業者若しくは認定品が当該認定の条件に合致しないと認めるとき、又は制度の運用に重度な支障を来す行為があったときは、これを取り消すことができる。

(責務)

第12 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に長泉ブランドのイメージの向上に努めなければならない。

- 2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、当該事業者は直ちに長泉町商工会長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。
- 3 長泉町商工会長が必要と認める、認定品に係る報告や実地についての調査に協力しなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、長泉町商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月21日から施行する

[様式]

第1号様式「長泉ブランド認定申請書」

第2号様式「長泉ブランド認定更新申請書」

第3号様式「長泉ブランド認定事項変更届出書」